

パブリックコメント

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見

2007年2月16日

日本弁護士連合会
(会長 平山 正剛)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案に対する意見

**2007年2月16日
日本弁護士連合会**

今般公表された「国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則案」(以下「規則案」という。なお、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」については、以下「法」という。)に対する日本弁護士連合会(以下「当連合会」という。)の意見は、以下のとおりである。

1 自弁の物品の使用等について(規則案第5条関係)

規則案第5条の、法第187条により自弁のものの使用・摂取を許す物品の中に、一般用医薬品は含まれていない。

一方、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」による規則改正案(以下「刑事施設規則案」という。)によれば、一定の一般用医薬品の自弁も可能となっている(刑事施設規則案第31条)。

医療態勢がある刑事施設においても、一般用医薬品の自弁の必要な場合があることを前提に上記規則案が策定されていると考えられるところ、留置施設には、医療態勢はなく、法第201条による診療によって医薬品が処方されることはあるとしても、それだけではまかないきれない場合があり、一般用医薬品を使用する必要性は、刑事施設以上に高いことは明らかである。

したがって、規則案第5条には一般用医薬品を加えるべきである。

2 保管総量及び領置総量からの除外物品(規則案第9条第1号関係)

当連合会は、これまでも、保管私物の保管限度量と領置限度量の制限から除外されるべきものとして、被収容者等が当事者である訴訟記録やその写しに加え、訴訟関連の書籍、資料を加えることを求めてきた。規則案第9条第1号では、訴訟記録やその写しは制限からの除外の対象となっているものの、訴訟関連の書籍、資料は除外の対象となっていない。

訴訟当事者である被留置者にとって訴訟関連の書籍、資料の所持は必要不可欠なものであり、これらを付加するよう修正を求める。

仮に、規則案第9条第1号に明記できないとしても、通達により、規則案同条第2号によって、訴訟関連の書籍、資料については、広く除外の対象とするようにすべきである。

3 指名医による診療（規則案第13条・第14条関係）

（1）指名医による診療

指名医による診療の許可は、「被留置者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、留置施設若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は罪証を隠滅することの防止に支障のない場合に行うものとする」（第13条）と規定されている。このような規定は刑事施設に関しては存在せず、留置施設に特殊な規定である。

刑事施設における指名医による診療は刑事施設内において行われるのに対して、留置施設の場合は、医療設備ではなく、外部の病院や診療所においても指名医による診療を行うことが想定されていることから、留置施設の場合には刑事施設の場合とは異なる配慮が必要となることは理解できる。

しかしながら、指名医による診療制度は、あくまで傷病を抱える被留置者が適切な医療を受けられるようにするために新設されたものであり、その許否は、あくまで診療の必要性・有益性に基づいて判断されるべきであり、保安上の要因を勘案すべきではない。医療上の観点から指名医による診療が適当と認められれば、そのために必要な保安上の措置を執るべきである。まして、「罪証を隠滅することの防止に支障のない場合」にあたるか否かは、裁判所のみが適切に判断しうるものであり、被留置者の被疑事件の内容に關知しないはずの留置業務管理者には判断不能な事項である。

ところが、規則案第13条は、同条に規定されている事項が許否の要件であるかのごとき規定ぶりとなっており、これらの要件を満たさなければ、指名医による診療が受けられないかのようにも読める。このように規定されるべきではなく、外部の病院若しくは診療所における指名医による診療の場合の留置担当者の配慮義務として規定されるべきである。

（2）指名医に対する指示事項

指名医に対する指示事項として、「留置施設において診療を行う場合には、医療器具及び医療設備について留置業務管理者が許したもの以外のものを使用しないこと」（規則案第14条第2号）とされている。しかし、留置施設には、基本的に医療器具・設備は存在しないのであるから、医療器具・設備はいずれも指名医により持ち込まれることとなる。これらについて、留置業務管理者から一方的に使用の許可・不許可を指示されることになれば、診療が妨げられることになってしまう。したがって、指名医が、診療に必要な医療器具・設備を使用することを妨げられないよう、事前に施設の長が指名医と協議することを注意的に規定すべきである。

また、「診療のため必要な範囲を逸脱する会話をしてはならないこと」（規則案第14条第4号）と規定されているが、医師と患者との会話は、両者の信頼関係を構築し維持するために必要なコミュニケーションであり、診療行為の当事者でない留

置業務管理者が，一方的に必要な範囲を判断できるものではない。また，刑事施設での指名医診療においては「診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと」と規定されていること（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則第24条第4号，刑事施設規則案第29条第4号）と比較しても，あまりにも広範な制約である。

規則案第14条第4号は削除されるべきであり，少なくとも，刑事施設の場合と同様に「明らかに逸脱した」との限定を加えるべきである。

4 入浴（規則案第17条関係）

入浴の回数は，一週につき1回以上とされたが（規則案第17条第2項），これは少なすぎる。刑事施設においても，閉居罰中を除き一週間に2回以上と規定されており（刑事施設規則案第25条第1項）少なくともこれと同様の水準に改めるべきである。

5 翻訳・通訳費用の負担（規則案第19条・第28条関係）

（1）書籍等の翻訳費用の負担

規則案第19条は，「法第207条第2項の規定による書籍等の翻訳の費用は，当該被留置者に負担させるものとする」とし，ただし書において，「国語の書籍等を理解する能力に欠ける場合」，ないし「視覚障害者であって点字によらなければ書籍等を閲覧できない場合」のいずれかに該当する場合において，「書籍等の閲覧の目的に照らし相当と認めるとき」は，費用の全部又は一部を都道府県の負担とすることができるとしている。これは，閲覧禁止事由の有無を確認するための翻訳費用を，原則として被留置者の負担とするものである。

しかしながら，施設側が閲覧禁止事由の有無を確認するための翻訳である以上，本来，施設側の負担でなされるべきものである。

また，本条に対応する刑事施設規則案第32条は，「書籍等の閲覧の目的及び被収容者の負担能力に照らしてその者に負担させることが相当と認められるときに限り，その者に負担させることができる」とし，国語読解能力を有しない者や点字によらなければ閲覧できない者については「特別の事情があるとき」にのみ，本人に負担させることができるとしており（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則第26条も同様），刑事施設との均衡を失している。

（2）外国語による面会等の通訳又は翻訳の費用の負担

同様に，規則案第28条において，外国語による面会又は信書の発受を許す場合において，その内容を確認するために行う通訳又は翻訳の費用についても，原則として被留置者の負担とされているが，刑事施設との均衡を欠いている。

（3）したがって，これらの条文は，少なくとも刑事施設と同様の規定となるよう，修正すべきである。

6 反則行為があった場合の自弁の書籍等に関する措置（規則案第20条関係）

法第208条が定める、反則行為があった場合に閲覧が禁止される自弁の書籍等の範囲について、規則案では、「被留置者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要と認められる自弁の書籍等以外の書籍等」となっている。しかし、法に関する国会審議段階の警察庁の解釈は、漫画、写真週刊誌等の娛樂性の高い書籍に限るというものであったのであり、法成立後もそのように解説されている。規則案の規定は明らかに禁止できる書籍等の範囲が広すぎるので、限定した文言への修正を求めるとともに、通達でさらに具体的かつ限定的に定めることを求める。

7 捕縄又は手錠の使用（規則案第22条関係）

捕縄又は手錠の形状は別表に定めるものとされたが（規則案第22条）、材質については一部を除いて別表中に何ら限定がなく、とくに、刑事施設において廃止された旧革手錠と同様の形状を持つベルト手錠については、手首を覆う部分の材質等を含め、全く限定がない。誤った使用により被留置者を傷つけるおそれの高い戒具については、別表において、危険性を最小限にするための限定を付すべきである。

8 外部交通（規則案第25条・第26条関係）

（1）面会に関する制限

面会の時間の上限が、原則として15分以上、ただし、やむを得ない事情がある場合には5分以上とされた（規則案第25条第2項第4号）。これは、刑事施設において面会時間が原則30分以上、ただし事情により5分以上とされている（刑事施設規則案第66条）よりも、さらに最低限の保障が低い水準となっている。面会時間を5分までしか認めないのは、外部交通の保障の態様としてあまりにも薄い。原則30分以上、少なくとも15分の面会時間が確保されるべきである。

（2）信書に関する制限

規則案第26条第5号によれば、未決拘禁者の信書の発信は、都道府県の休日においては、理由の如何を問わず不可能とされる可能性がある。しかし、未決拘禁者は、たとえ休日であっても、進行中の取調べ状況等により緊急に発信を要する場合があるのであり、このように画一的に発信の制限が可能となる規定をおくべきではない。刑事施設規則案では「緊急に発する必要がある信書の発信の申請を除き」との例外を設けており（刑事施設規則案第75条）、少なくとも、同様の例外を設けるべきである。

以 上